

令和2年6月から診療報酬改定により選定療養費が変わります

<初診時・再診時・時間外にかかる

「選定療養費」に関する重要なお知らせ>

令和2年度の診療報酬改定により、一般病床数200床以上の地域医療支援病院では、保険診療とは別に選定療養費として「初診時および再診時選定療養費」の定額徴収が義務づけられ、金額についても最低金額が定められましたので、選定療養費の改定を行い、下記の料金を患者さんにご負担いただくことになりました。

※当病院を受診される場合は、かかりつけ医などの紹介状をご持参いただきますようお願いいたします。

<初診時>

紹介状をお持ちでない初診の患者さんにご負担いただく金額が変わります。

<令和2年5月31日まで>	<令和2年6月1日から>
2,750円(税込)	5,500円(税込)

<再診時>

当病院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引続き当病院への受診を自ら希望され、再度受診された場合に新たにご負担いただきます。

<令和2年5月31日まで>	<令和2年6月1日から>
負担なし	2,750円(税込)

<時間外>

夜間・休日の救急外来で緊急性の低い患者さんからご負担いただく金額が変わります。

※初診時の選定療養費改定に伴い、時間外における選定療養費も改定いたします。

<令和2年5月31日まで>	<令和2年6月1日から>
3,850円(税込)	5,500円(税込)

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。